

環境基金を創設

市民・事業者・行政協働の活動を推進

市では、10月1日に環境基金を創設しました。

これは、地球環境の保全に向けて、地域の良好な環境の保全と創造に関する事業を、市民と協働で推進していく必要があることから、これまでの「みどり基金」を廃止するとともに、「まごころ基金」の環境分を移管して創設したものです。

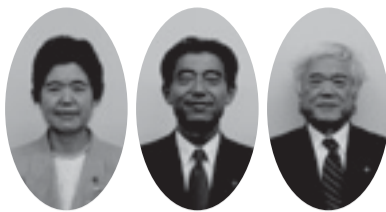
基金の財源は、「環境問題

教育委員長に中垣氏

教育長は沖原氏

◆新教育委員に海野氏ら

9月30日付けで任期満了となった前教育委員(教育長)牛村忠雄氏の後任に沖原次久氏が、同日付けで辞職した前教育委員(委員長)加藤沙彌子氏の後任の教育委員として、海野恵子氏が任命されました。



海野氏 沖原氏 中垣氏



功労表彰を受ける牛村氏(写真右)

これは、9月26日の市議会定例会で同意を得たもので、任期は沖原氏が平成24年9月30日までの4年間、海野氏が前任者の残任期間

の解決には、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たし、かつ、お互いが協力しあうことが不可欠との考えに立ち、市民・事業者の寄付金および市の財源を基本とします。市は、市民・事業者からの寄付金の合計額と同額を拠出します。

また、市で実施する環境関連事業から生じた収益金と、基金の運用で生じる収益金も繰り入れます。

基金の活用対象は、①エネルギー・環境負荷対策 ②ごみの資源化・美化対策 ③緑化対策 ④環境教育・啓発対策など、市民・事業者と市が協働で進められる事業活動としていきます。市民のみなさんご理解・ご協力をお願いします。

※詳しくは、お問い合わせください。

環境保全課(☎235・4912)。

6月から市環境審議会委員、20年4月から市下水道運営審議会委員。社家在任、60歳。

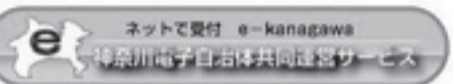
なお、9月に公募した教育委員については現在選考中です。

◆教育委員長・教育長決まる
教育委員会は10月1日臨時会を開催し、委員長に中垣次久氏を選出、教育長に沖原次久氏を任命しました。また、委員長職務代理者には、田中裕子氏を指定しました。

◆牛村氏に市政功労章
9月30日、前教育長の牛村忠雄氏の退任式が行われ、席上、市政功労章を受章しました。

牛村氏は、昭和62年新田小学校教頭、平成6年有馬小学校校長を経て、8年4月から4期(12年6ヵ月)、教育長を務めました。

教育総務課(☎235・4916)。



電子申請・公共施設利用予約

ご利用ください

市では、県内自治体と共同で各種申請・届出や公共施設利用予約、電子入札などのオンラインサービスを提供しており、今年4月1日からは、中央公民館の施設利用予約も開始しました。各種サービスの内容は次のとおりです。

◆電子申請・届出

○対象

- ①住民票の写し交付申請 ②住民票記載事項証明(定型)交付申請 ③住民基本台帳カードを使用した転届届(付記転届) ④印鑑登録証明書交付申請 ⑤粗大ごみ収集申請 ⑥犬の死亡と登録事項変更届 ⑦広

◆公共施設利用予約

インターネットや携帯電話から、施設の空き情報の確認や利用予約ができます。

○対象施設

- ①運動公園(総合体育館各施設・陸上競技場・野球場・庭球場・各広場) ②北

報掲載依頼(サークル会員募集) ⑧行政文書公開請求 ⑨成人歯科健診・がん集団検診申込

○利用方法

- (1)事前にパソコンで利用者登録をしてください。①④と⑧は、電子証明書(インターネット)を通じて行政手続きを行う際に、手続きが本人からであることを証明するもの。公的個人認証などが必要。②(2)利用の際は、県電子自治体共同運営サービス「電子申請・届出メニュー」https://shinsei-pe-kanagawa.jp/soudan/html/kanagawa_top.htmlにアクセスしてください。

○利用方法

- (1)事前に施設窓口で利用者登録の上、利用者カードを取得してください。

部公園(体育館各施設・庭球場・多目的広場) ③中野多目的広場 ④下今泉庭球場 ⑤今里庭球場 ⑥学校夜間照明 ⑦青少年会館(会議室・音楽室・体育館・レクリエーション室・テニスコート・運動広場) ⑧中央公民館(学習室・調理実習室)

◆電子入札

○利用方法

- (1)事前に競争入札参加資格認定を受け、電子入札用ICカードの購入と利用者登録をしてください。

粗大ごみ 美化センターで 土日祝も 持ち込み受け付け中

美化センターでは、土曜日の午前中も粗大ごみの持ち込みを受け付けています(下表)。

時間	日～日	9時～12時、13時～16時
	日 日・日(日に当たる時は翌日)	9時～12時
	12月27日～翌年1月4日	持ち込みできません
手数料	1点につき300円	

【適正処理困難物】

品目	有害性	危険性	処理の困難性	感染性
特定家庭用電気機器(エアコン、洗濯機、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫)・パソコン・業務用ファクシミリ・自動車・オートバイ(原付を含む)・タイヤ・ホイール・その他自動車部品・農業用機械・農業用ビニール・耐火ボード・石こうボード・断熱材・建築廃材・がれき類(モルタル、コンクリート、ブロック、レンガ、タイルなど)・石(砂利、墓石、漬物石、庭石など)・セメント・瓦・土・砂・発電機・給湯器・ボイラー・ソーラーシステム・便器・耐火金庫・ピアノ・ボウリングの球・物置(1.5坪を超えるもの)・スプリング入りマットレス・オイルヒーター			○	
バッテリー(自転車・車いす用を含む)	○		○	
石油類(ガソリン・灯油・エンジンオイル・機械油)・消火器・ガスボンベ		○	○	
農薬・殺虫剤・その他薬品(家庭薬品ではないもの)・塗料	○	○		
神棚・仏壇・位はい・愛玩動物の死がい			○	
注射器・医療系廃棄物				○

・有害性…人体や環境への影響上、有害・有毒なもの
・危険性…爆発や揮発・引火性がある危険なもの
・処理の困難性…運搬が困難な重量物や、破砕が困難な堅牢物など

適正処理困難物 廃棄の際は購入店などに相談を

市では、家庭から排出される廃棄物の中で、適正な処理が困難なものを適正処理困難物として指定しています(左下表)。

適正処理困難物は市で収集を行いませんので、処分の際は、購入店、メーカー等に廃棄方法等について相談するか、廃棄物処理専門業者に依頼してください。

購入先に処分する方法を確認しておくことも大切です。

資源対策課(☎235・4922)。

※操作方法などのお問い合わせは、コールセンター(☎0570・057500) 8時30分～17時30分、土日祝・年末年始を除くへ。